

第3 特定個人情報保護評価の実施主体

1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。

- (1) 行政機関の長
- (2) 地方公共団体の長その他の機関
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 地方公共団体情報システム機構
- (6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記（1）から（5）までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4（1）カにおいて同じ。

（解説）

行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、その公的性格から、特定個人情報ファイルをどのように取り扱い、個人のプライバシー等の権利利益の保護にどのように取り組んでいるかについて、自ら公表し、国民・住民の信頼を確保することが求められます。

そのため、情報提供ネットワークシステムを使用するか否かにかかわらず、その公的性格に鑑み、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることになります。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）については、市町村長によって指定される個人番号を生成するという、その番号制度における職務の重大性から、事後的対応ではない積極的な事前対応が求められ、また国民・住民の信頼を確保することが求められます。

そのため、情報提供ネットワークシステムを使用するか否かにかかわらず、その職責に鑑み、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることになります。

上記以外の者、すなわち事業者は、主に、源泉徴収義務等のために個人番号を取り扱うことが予定され、事業目的で個人番号を利用するものではないと考えられるため、このような事業者に特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることは適当ではありません。

一方、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者は、源泉徴収義務等にとどまらず、事業のために個人番号を取り扱うものであり、番号制度への関与の程度が深く、その特定個人情報ファイルの保有が個人に対して与える影響も

大きいものと考えられます。

また、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行う場合は、源泉徴収義務等のために個人番号を利用する場合と比べ、個人番号を保有する目的や個人番号の取扱い方法が本人から見て分かりづらいものとも考えられます。

以上の理由から、事業者については、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う者に対してのみ、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることになります。

なお、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事業者が、任意の判断で特定個人情報保護評価を実施することは妨げられるものではなく、むしろ望ましいことといえます。

また、情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が設置及び管理する（番号法第21条第1項）ため、情報提供ネットワークシステム運営機関は行政機関の長に該当します。

Q第3の1－1

「行政機関の長」とはどのようなものを指すのでしょうか。

(A)

- 「行政機関」とは、番号法第2条第1項において個人情報保護法第2条第8項に規定する行政機関をいうものとされており、具体的には同項各号に掲げる機関をいいます。行政機関の長とは、当該機関の長を指します。

Q第3の1－2

「地方公共団体の機関」とはどのようなものを指すのでしょうか。1つの地方公共団体の中に複数の「地方公共団体の機関」がある場合、「地方公共団体の機関」ごとに特定個人情報保護評価を実施する必要があるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる「地方公共団体の機関」とは、執行機関（都道府県知事、市町村長、教育委員会、公安委員会等）、執行機関の附属機関（審査会、審議会等）及び議会をいいます。
- したがって、これらの機関が特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有するときは、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられますが、指針第3の2に

あるとおり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が、1つの地方公共団体内における複数の機関において行われている場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある機関が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめることも可能です。

Q第3の1－3

「独立行政法人等」とはどのようなものを指すのでしょうか。

(A)

- 「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人をいいます（番号法第2条第2項）。

具体的には、独立行政法人のほか、個人情報保護法別表一に掲げる法人（日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構、国立大学法人、日本銀行等の法人）をいいます。

Q第3の1－4

「情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記（1）から（5）までに掲げる者以外のものをいう。）」とはどのようなものを指すのでしょうか。

(A)

- 番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記（1）から（5）までに掲げる者（行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方公共団体情報システム機構）以外のものとは、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、社会福祉協議会等、利用特定個人情報提供省令第2条の表に掲げる者を指します。

2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

上記 1 に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

(解説)

番号法第 28 条では、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価を実施するものとされており、すなわち、特定個人情報ファイルの保有者が特定個人情報保護評価を実施することとなります。

個人情報保護法にいう「保有」とは、当該個人情報を事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうとされています。また、「保有個人データ」は、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有するものをいいます（個人情報保護法第 16 条第 4 項）。

したがって、通常の場合であれば、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を所管する機関が、特定個人情報ファイルの保有者であり、評価実施機関として特定個人情報保護評価を実施することになります。

一方で、他の機関に権限の委任が行われている場合など、1つの事務において特定個人情報ファイルの保有者すなわち評価実施機関が複数存在する場合があります。

このような場合については、個々のケースに応じて検討する必要がありますが、基本的な考え方としては、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、当該特定個人情報ファイルの取扱いに関する記載事項に責任を負う立場にある評価実施機関が特定個人情報保護評価書の作成を取りまとめます。その際、特定個人情報保護評価を主体的に実施する評価実施機関では責任を負えない評価項目については、他の評価実施機関から情報の提供を受けて記載することとなります。

また、意見聴取・第三者点検も、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある評価実施機関が実施しますが、その際、特定個人情報保護評価書を主体的に作成する評価実施機関では責任を負えない事項について質問や意見があった場合には、他の評価実施機関からその回答に当たって必要となる情報の提供を受けて対応することが考えられます。

この場合、特定個人情報保護評価書の表紙に記載する「評価実施機関名」には、取

りまとめを行う評価実施機関の名称のみ記載し、他の評価実施機関の名称は「他の評価実施機関」の欄に記載することとなります。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に、システムやアプリケーションの設計・開発等の調達を実施する者が存在するなど、特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合があります。

このような場合についても、個々のケースに応じて検討する必要がありますが、基本的には、特定個人情報ファイルの保有者が特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報ファイルの保有者では変更することのできないシステムやアプリケーションの仕様などに関わる部分については、システムやアプリケーションの設計・開発等を行った者が、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力します。

協力の具体的な内容としては、システムやアプリケーションの仕様などについて、特定個人情報保護評価書を作成する際に必要となる情報を特定個人情報ファイルの保有者に提供することが考えられます。さらに、意見聴取や第三者点検においてシステムやアプリケーションの仕様などについて質問や意見があった場合には、その回答についての情報を特定個人情報ファイルの保有者に提供することが考えられます。

この場合、基本的には、特定個人情報保護評価書の表紙に記載する「評価実施機関名」には、特定個人情報ファイルの保有者である評価実施機関の名称のみを記載し、協力する機関の名称は記載しないこととなります。

Q第3の2－1

特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合とは、どのような場合が考えられるのでしょうか。

(A)

- 例えば、行政機関が特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務に係る権限を法令に基づき他の行政機関に委任している場合や、都道府県が権限を法令に基づき市町村に委任している場合に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在することがあると考えられます。
- なお、請負契約や準委任契約などの委託によって他の機関に事務の一部を実施させている場合には、一般的に委託元において特定個人情報ファイルを保有していると考えられますので、委託元が特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価書の委託に関する項目の中に、当該委託について記載をすることとなります。

Q第3の2-2

特別地方公共団体については、特定個人情報保護評価の実施主体はどのようなのでしょうか。

(A)

- 一部事務組合や広域連合等の特別地方公共団体は、普通地方公共団体の事務を共同処理するために組織されます。特別地方公共団体と普通地方公共団体のどちらが、特定個人情報保護評価を実施すべきかについては、原則として、事務の実施権限を有する特定個人情報ファイルの保有者がどちらであるかによることとなります。
- 例えば、後期高齢者医療広域連合が、番号法の別表の59の項の事務（高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）を実施するために、特定個人情報ファイルを保有する場合のように、特別地方公共団体が事務の実施権限を有する特定個人情報ファイルの保有者である場合は、原則として、特別地方公共団体が、特定個人情報保護評価を実施することとなります。

Q第3の2-3

地方公共団体は中間サーバーを用いて情報連携を行う予定ですが、これについてはどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。

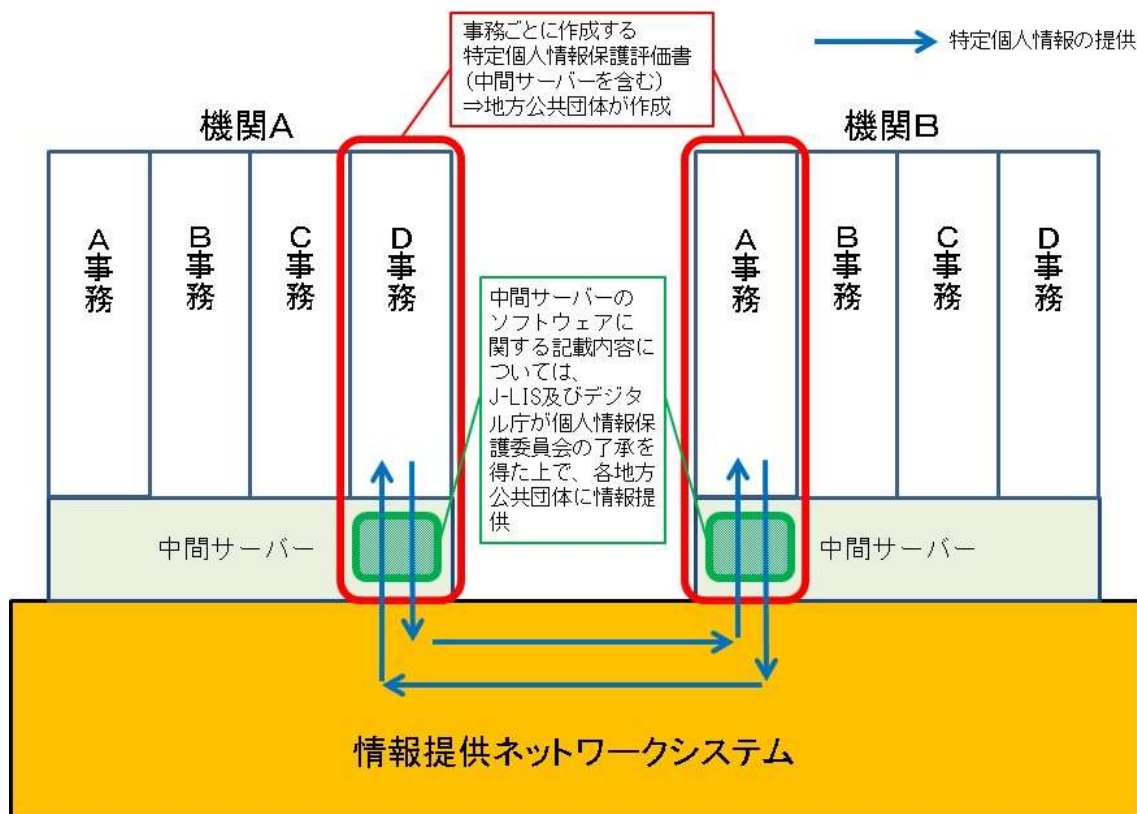
(A)

- 地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うため、中間サーバー内に、特定個人情報ファイルを取り扱う事務で使用する個人情報の副本等を保有することになります。このため、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事務について特定個人情報保護評価を実施するときは、個人情報の副本等も当該事務において保有する特定個人情報ファイルの範囲に含まれることになります。
- また、特定個人情報保護評価の対象は、システムやサーバーそのものではなく、それらを用いて特定個人情報ファイルを取り扱う事務です。このため、システムやサーバー単独で評価するのではなく、事務ごとに作成する特定個人情報保護評価書の中において、主に特定個人情報の提供等の方法として、地方公共団体における中間サーバーについての評価を記載することになります。
- 地方公共団体における中間サーバーのソフトウェアは、総務省が一括開発しますので、特定個人情報保護評価書の当該ソフトウェアに関する記載については、総務省が、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で地方公共団体に対し提供した「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について（平成26年8月8日）」により、特定個人情報保護評価書の作成に必要と

なる情報を提供し、その後も必要に応じて情報を提供していました。

- また、ハードウェアについて「中間サーバー・プラットフォーム」を地方公共団体が活用する場合においては、特定個人情報保護評価書の当該プラットフォームに関する記載については、総務省が、特定個人情報保護委員会の上承を得た上で各地方公共団体に対し提供した「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について（平成 26 年 8 月 8 日）」により、特定個人情報保護評価書の作成に必要な情報を提供し、その後も必要に応じて情報を提供していました。
- 地方公共団体における中間サーバーについては、現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営を行っており、また、令和 3 年 9 月 1 日にデジタル庁が設置されたことに伴い、J-LIS 及びデジタル庁が情報提供、住民等の意見聴取及び第三者点検について、必要に応じて地方公共団体に協力することとしています。

＜地方公共団体における中間サーバーについての特定個人情報保護評価のイメージ＞



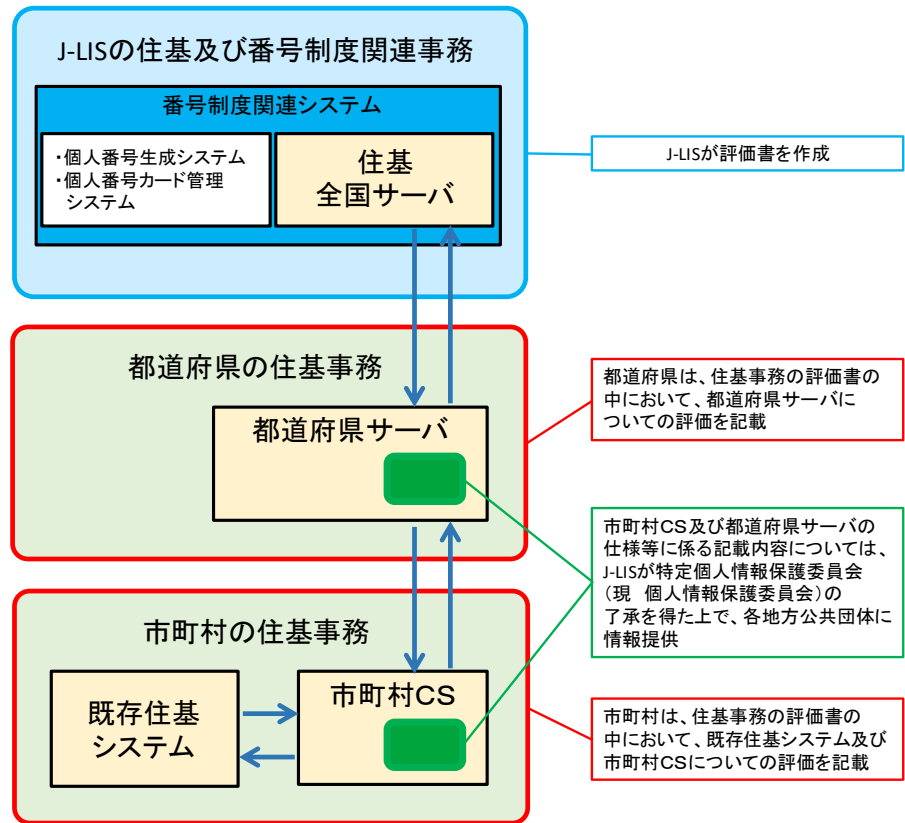
Q第3の2－4

番号制度関連システム、住民基本台帳システム、市町村CS、都道府県サーバについては、地方公共団体はどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の対象は、システムやサーバーそのものではなく、それらを用いて特定個人情報ファイルを取り扱う事務です。このため、システムやサーバー単独で評価するのではなく、
 - ① 市町村は、住民基本台帳に関する事務について作成する特定個人情報保護評価書の中で、既存住基システム及び市町村CSについての評価を記載し、
 - ② 都道府県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務について作成する特定個人情報保護評価書の中で、都道府県サーバについての評価を記載することになります。
- ただし、市町村CS及び都道府県サーバについては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が開発しています。評価書における市町村CSの仕様等や都道府県サーバの仕様等に関する記載については、J-LIS が特定個人情報保護委員会の了承を得た上で、平成 26 年 6 月 30 日に各地方公共団体に対して必要な情報を提供し、その後も必要に応じて情報を提供していますので、住民基本台帳に関する事務等についての評価の実施に当たっては、それを参考にしてください。さらに、J-LIS は、住民等の意見聴取及び第三者点検においても、必要に応じて地方公共団体に協力することとしています。
- なお、個人番号生成システム、住基全国サーバ及び個人番号カード管理システムについては、J-LIS が実施した「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書」の中で、記載されています。

<市町村、都道府県、J-LIS の事務についての特定個人情報保護評価のイメージ>



第4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

(解説)

特定個人情報ファイルを取り扱う事務には、番号法の別表に掲げる事務、同条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定める事務、同条第3項から第6項までの規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務、住民基本台帳法に基づく住民票に関する事務等があります。

なお、特定個人情報ファイルを取り扱う事務であっても、指針第3の1に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者以外の者（例えば、源泉徴収義務のみのために特定個人情報ファイルを取り扱う事業者）が行う事務や、指針第4の4（1）に定める事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられません。

Q第4の1－1

地方公共団体が個人に対する講演料等の支払いに際し、支払調書を作成する場合にも個人番号を利用することになりますが、このように個人番号関係事務実施者の立場で事務を行う場合には、特定個人情報保護評価を実施する必要はありますか。

(A)

- 評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。地方公共団体が特定個人情報ファイルを保有する場合には、それが個人番号関係事務に該当する場合であっても、原則として評価対象事務となります。
- ただし、職員又は職員であった者等の人事・給与・福利厚生に係るファイルのみを取り扱う事務、対象人数が1,000人未満の事務等の場合には特定個人情報保護評価の実施が義務付けられません（後述第4の4参照）。
- 一方、職員以外の第三者への報酬や謝金等に係る支払調書、不動産使用料に係る支払調書等を作成する場合には、当該事務における対象人数が1,000人未満の場合を除き、特定個人情報保護評価の実施が必要であると考えられます。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法別表に掲げる事務については、原則として、同表の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。別表以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

(解説)

特定個人情報保護評価は、原則として、番号法別表に掲げる事務ごとに実施するものとしませんが、評価実施機関のシステムや事務の執行状況等によっては、別表の項ごとでは特定個人情報保護評価書の記載が困難な場合や、別表の複数の項をまとめて記載した方が分かりやすい場合などが考えられます。

そのため、別表の事務を分割又は統合した事務で1つの特定個人情報保護評価書を作成することを可能にしています。

Q第4の2－1

1つのシステムで多くの事務を実施している場合、事務を統合して特定個人情報保護評価を実施することは可能でしょうか。

(A)

- 1つのシステムで多くの事務を実施している場合においても、事務をまとめて作成した方が分かりやすい場合などは、評価実施機関の判断で、事務を統合して特定個人情報保護評価を実施することができます。

また、番号法別表以外にも、番号法第9条第2項に基づき地方公共団体が条例で定める事務などで特定個人情報ファイルを保有する場合も同様です。

Q第4の2-2

利用特定個人情報提供省令に掲げる事務や利用特定個人情報については特定個人情報保護評価を実施しなくてもよいのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象とします。
- 情報提供ネットワークシステムを用いて行う利用特定個人情報の照会・提供は、原則として番号法別表を根拠として実施する事務において実施することとなります。つまり、利用特定個人情報提供省令に掲げる情報の照会・提供をする事務は番号法別表に掲げられており、提供する利用特定個人情報は、原則として番号法別表を根拠として保有することとなります。
- したがって、特定個人情報保護評価は利用特定個人情報提供省令第2条の表を評価単位として評価する必要はなく、番号法別表を基本とした単位で評価を実施し、その中で利用特定個人情報提供省令に規定される利用特定個人情報の入手・提供について評価することとなります。

Q第4の2-3

同一機関内における共通システムの評価の単位は、どのようなのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価は、事務ごとに実施することとされており、同一機関内における共通システムについても、それぞれの事務の一部として特定個人情報保護評価を実施することとなります。
- 共通システムについては、地方公共団体における宛名システムのような既存番号と個人番号の対照管理システムその他複数の事務で個人番号を共通に参照するシステムが該当すると考えられます。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい（番号法第2条第9項）、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

（解説）

【特定個人情報ファイルとは】

番号法第2条第8項において、「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいうと定められ、同条第9項において、「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいうと定められています。

すなわち、

- （１） 行政機関等（番号法第2条第4項に規定する行政機関等をいう。以下第4の3の解説において同じ。）（※）における「特定個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであって個人番号をその内容に含むもの
- （２） 行政機関等以外の者（民間事業者など）が保有する「特定個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等であって個人番号をその内容に含むもの

をいいます。

このように、特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいいますが、個人情報ファイル又は個人情報データベース等の定義は、番号法独自の定義ではなく、一般法の定義と同じです。

※ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等（個人情報保護法別表第二に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（一部を除く。）を指します（個人情報保護法第2条第11項）。

【個人情報ファイル・個人情報データベース等について】

上述したとおり、特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいいますが、個人情報ファイル又は個人情報データベース等には、①電子計算機用ファイルと②手作業処理用ファイルの2種類があります。

行政機関等、行政機関等以外の者（民間事業者など）について、それぞれ次の①が電子計算機用ファイルに当たり、②が手作業処理用ファイルに当たります。

（１） 行政機関等における「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第60条第2項において、保有個人情報を含む情報の集合物であって、

① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

② ①のほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

をいうとされています。

（２） 行政機関等以外の者（民間事業者など）における「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第16条第1項において、個人情報を含む情報の集合物であって、

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

② ①のほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

をいうとされています。

①電子計算機用ファイルは、ITシステムで保有されるファイル（例えば、データベースなどをいい、指針上「システム用ファイル」と定義されています。）のほか、パソコン等で使用されるデータベースソフト用ファイルや特定個人情報が表形式等に整理された表計算ソフト用ファイル（指針上「その他の電子ファイル」と定義されています。）などを指します。

ただし、電子ファイルであれば全てこれに該当するものではなく、表計算ソフトやワープロソフトで決裁書を起案し、このような決裁書中に個人番号が含まれている場合などのように、文字列検索を行わなければ特定個人情報を検索できないものについては、これに該当しないと解されます。

また、①電子計算機用ファイルであっても、指針第4の4（１）ウのとおり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（対象人数）が1,000人未満の事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないこととなります。

②手作業処理用ファイルは、「索引・目次などが付された紙ファイル」などが該当すると解されます。

ただし、指針第4の4（１）イのとおり、②手作業処理用ファイルのみを取り扱う

事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないこととなります。

【特定個人情報ファイルの単位について】

特定個人情報ファイルの単位は、評価実施機関の合理的裁量に委ねられており、複数のシステムをまとめて1つの特定個人情報ファイルとすることも可能ですし、1つのシステムの中に複数の特定個人情報ファイルを保有することも可能です。この考え方は、個人情報ファイルの考え方と同じものです。

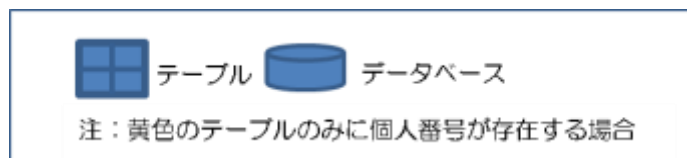
ただし、特定個人情報ファイルの単位を検討するに当たっては、使用目的を明確にできる単位であるとともに、システムの体系がわかる適切な大きさの単位とすることが必要です。

なお、特定個人情報ファイルの単位は、データベースの設計どおりにする必要はありません。つまり、必ずしもテーブルごとに特定個人情報ファイルを分ける必要はなく、複数のテーブルを合わせて1つの特定個人情報ファイルとしたり、複数のテーブルを組み合わせたうちの一部の情報のみを1つの特定個人情報ファイルとしたりすることができます。もちろん、1つのテーブルを1つの特定個人情報ファイルとすることも可能です。

【個人番号を「その内容に含む」とは①】

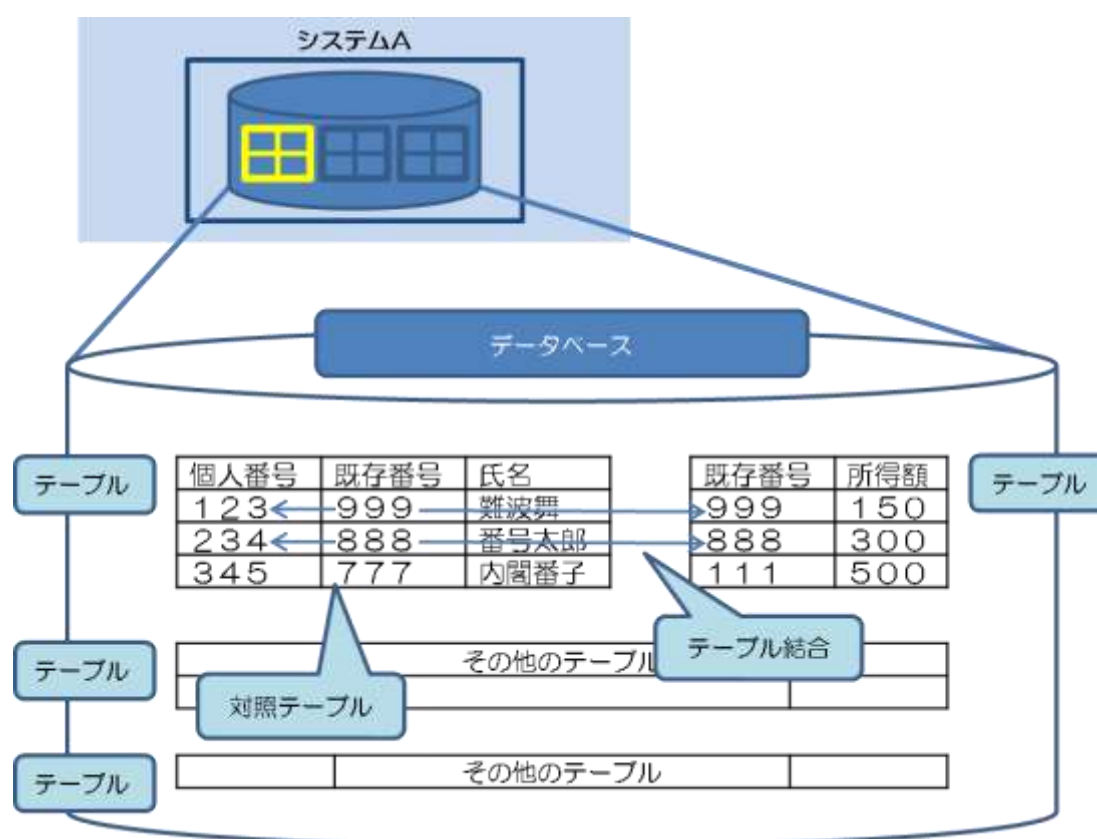
特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものを指します。番号法は、個人番号を悪用して不正な名寄せが行われることがないように厳格な保護措置を規定する法律であり、特定個人情報ファイルについて検討するに当たっても、この点を十分考慮しなくてはなりません。

具体的には、電子ファイルの場合、【図1】のように異なるテーブル（表）の一方に個人番号が記録されていたとしても、個人番号にアクセスできる者が、テーブル結合によって個人番号から別のテーブルの情報にたどり着くことが可能となります。



【図 1】

個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が紺色の範囲
 ⇒紺色の範囲が特定個人情報ファイル



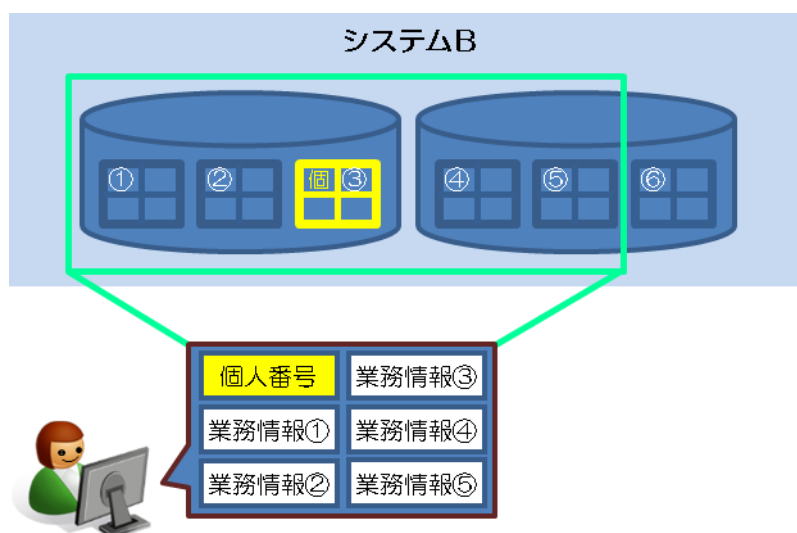
- ※ テーブル（表）とは、データベースを構成する要素であり、データベースは複数のテーブル（表）から構成されるのが一般的です。
- ※ テーブル結合によって、異なるテーブルに格納されているデータを組み合わせることができます。

また、【図2】のように異なるデータベースの一方に個人番号が記録されていたとしても、システムの内部処理で連携していれば個人番号にアクセスできる者が個人番号から別のデータベースの情報にたどり着くことができます。この場合、別のデータベースの情報を含め、個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が特定個人情報ファイルとなります。

つまり、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味し、これが特定個人情報ファイルということとなります。

【図2】

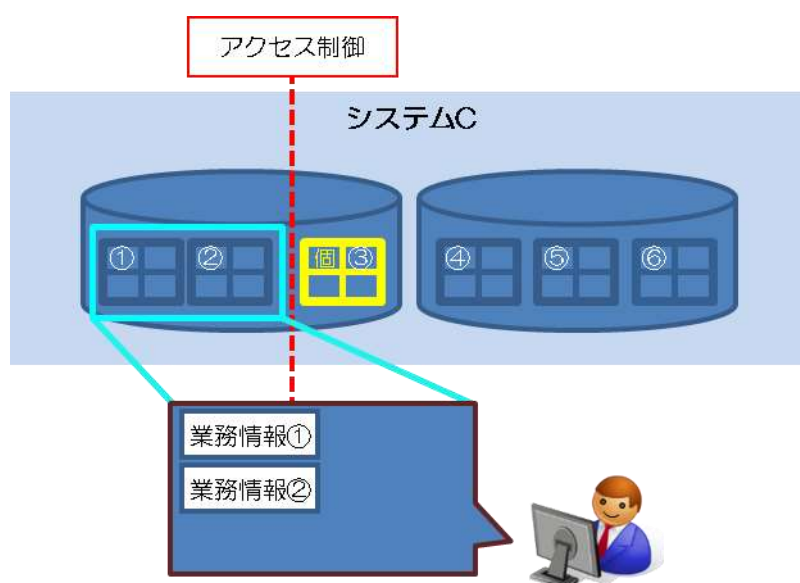
個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が緑色の範囲
⇒緑色の範囲が特定個人情報ファイル



ただし、【図3】のように、アクセス制御等により、不正アクセス等を行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルには該当しません。

【図3】

水色のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない
⇒水色の範囲は特定個人情報ファイルではない



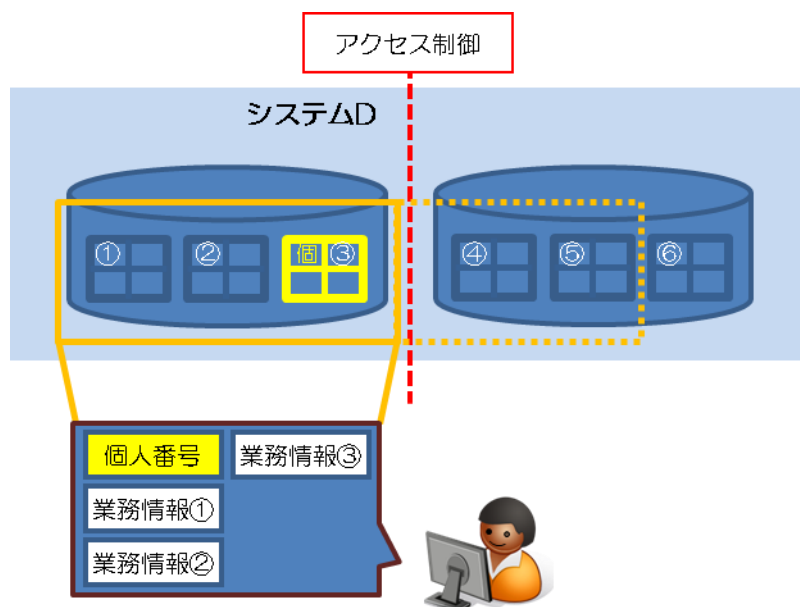
また、【図4】のように、複数のデータベースがシステムの内部処理で連携しており、個人番号と紐付けてアクセスできる範囲がオレンジの実線及び破線の範囲であった場合でも、アクセス制御等により、個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲を実線の範囲に縮減した場合には、実線の範囲が特定個人情報ファイルとなります。

ただし、破線部分については、特定個人情報ファイルの保有者は各部署ではなく機関であるため、ある事務では、アクセス制御等により、破線部分を個人番号と紐付けてアクセスできないようにしていても、機関内のほかの事務においては、破線部分を個人番号と紐付けていた場合は、当該他の事務については、破線部分も特定個人情報ファイルに該当することとなります。

【図 4】

個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が、アクセス制御によりオレンジ実線の範囲に縮減されている。

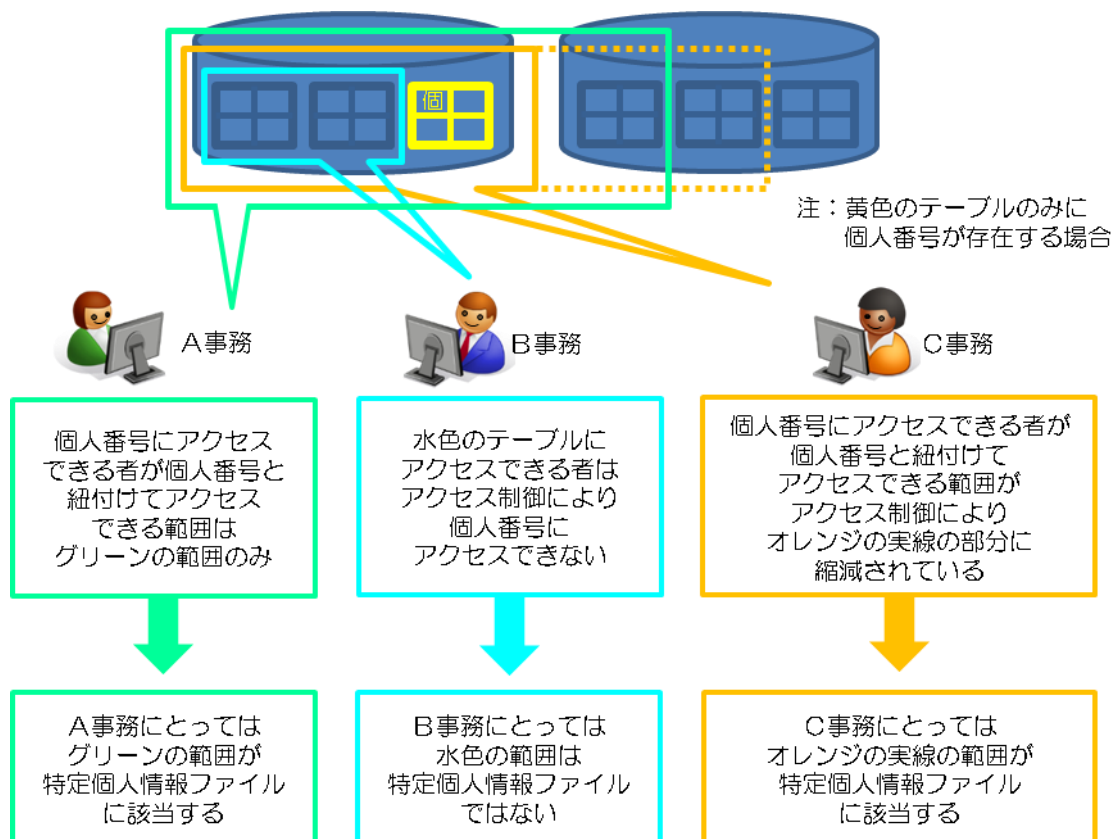
⇒オレンジ実線の範囲が特定個人情報ファイル



上記を踏まえると、地方公共団体のように複数の事務が存在し、それぞれの事務について評価を実施する場合、特定個人情報ファイルのイメージは【図 5】のとおりとなり、事務ごとに特定個人情報ファイルの範囲が異なる可能性があります。

【図 5】

- A事務については、特定個人情報ファイルはグリーンの範囲になり、これについて特定個人情報保護評価を実施する必要があります。
- B事務については、特定個人情報ファイルが存在しないので、特定個人情報保護評価を実施する必要はありません。
- C事務については、特定個人情報ファイルはオレンジの実線の範囲になり、これについて特定個人情報保護評価を実施する必要があります。



【個人番号を「その内容に含む」とは②】

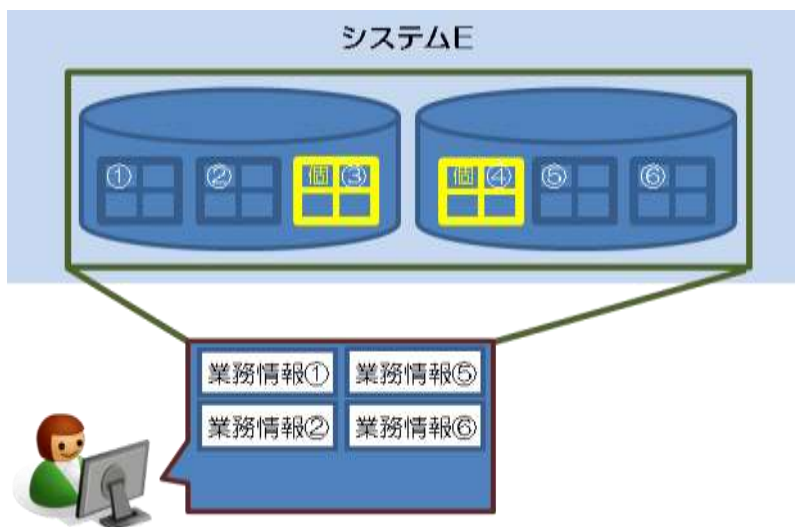
一方、【図6】のように個人番号が画面上表示されず、事務を行う権限を有するいずれの者も個人番号を画面や帳票などで見ることができない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システムの内部処理で連携する場合（例えば、システム上では画面や帳票などに既存番号を入出力するものの、当該システム内部では既存番号から個人番号を検索し、個人番号を利用している場合など）が存在します。

これについても、個人番号と紐付けてアクセスできることに変わりはないということになりますので、そのアクセスできる範囲は、特定個人情報ファイルに該当することとなります。

ただし、この場合もアクセス制御等により、個人番号と紐付かないようにしているものは、特定個人情報ファイルには該当しません。

【図6】

事務を行う者は個人番号にアクセスできないが、システムの内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる範囲が濃い緑の範囲



※ 個人番号と、個人番号を含むテーブルに存在する業務情報③及び④は画面上表示されない。

【既存番号と個人番号の対照テーブルを保有する場合の特定個人情報ファイル】

さらに、評価実施機関では、番号法に対応するために、既存システムで検索キーとして用いられている既存番号と個人番号の対照テーブルを保有することで、番号法対応を行うことも考えられます。

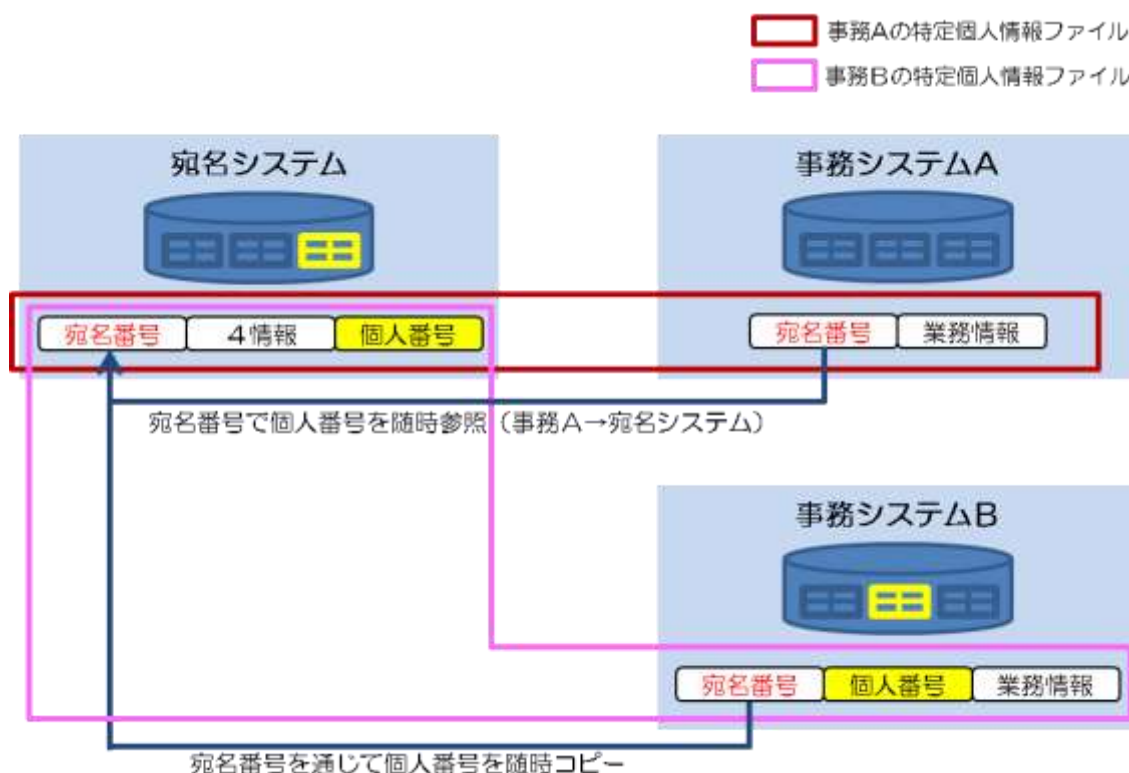
個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報は、特定個人情報ファイルに該当することとなります。したがって、対照テーブル以外のテーブルであっても、職員等が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲は、特定個人情報ファイルに該当することとなります。

例えば、【図7】に示されるとおり、地方公共団体における宛名システムのように、既存番号（ここでは宛名番号）と個人番号の対照テーブルを保有する場合、事務Aのように個人番号を参照できる場合は、事務システムAで直接個人番号を保有していなくても、特定個人情報ファイルに該当することとなります。

なお、当然、事務Bのように宛名システムから個人番号を随時コピーする場合についても、宛名システムで紐付く情報を含めた範囲が、事務Bの特定個人情報ファイルとなります。

【図7】

既存番号と個人番号の対照テーブルの例



Q第4の3-1

個人番号を含むデータベースやテーブルと既存番号で連携している場合も、全て特定個人情報ファイルに該当するのでしょうか。

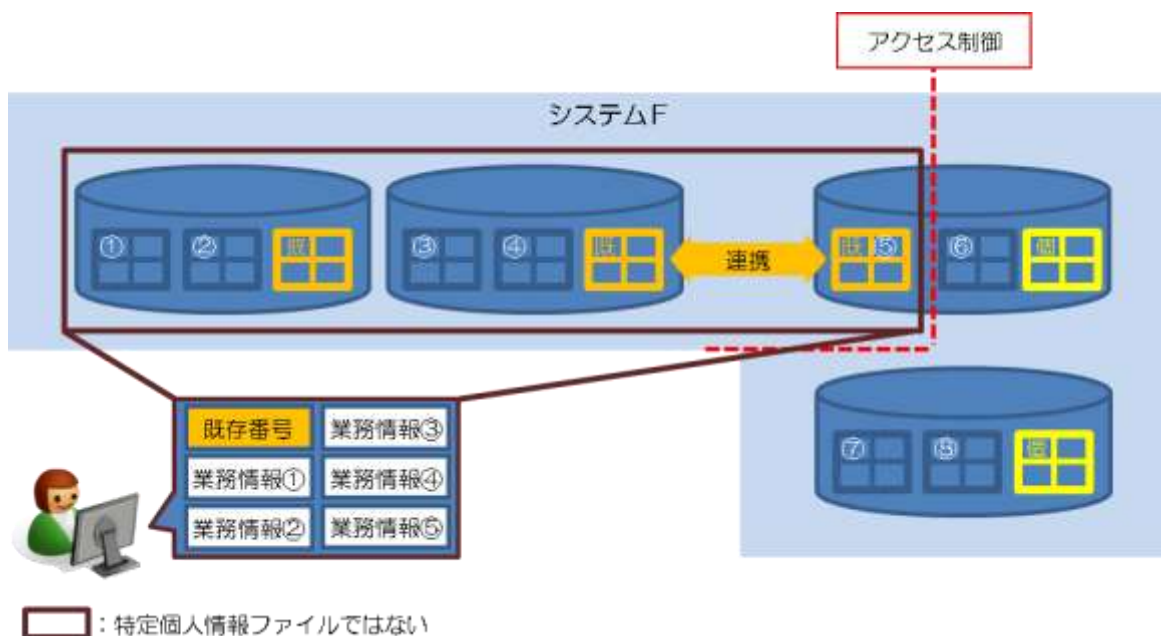
(A)

- 特定個人情報ファイルに該当するか否かは、個人番号と紐付けてアクセスできるかどうかで判断します。したがって、既存番号で連携している場合であって、アクセス制御により、個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報にのみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しません【図1参照】。これは、データベース間にアクセス制御を設ける場合もテーブル間にアクセス制御を設ける場合も同じです。

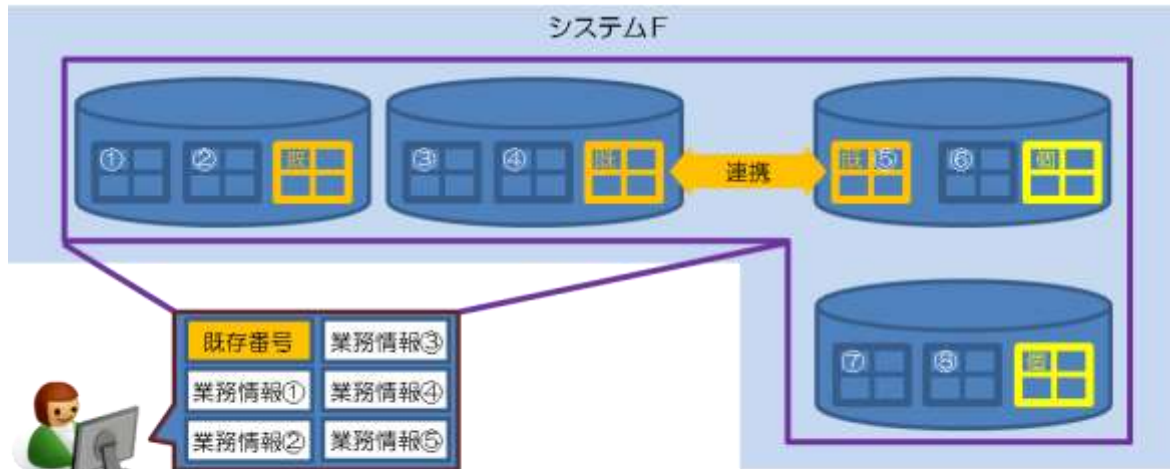
一方、既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当することになります【図2参照】。

- なお、個人番号そのものにアクセスできる場合とは、事務を行う権限を有する者が個人番号とともに見ることができる場合のみでなく、システムの内部処理で個人番号と連携する場合もこれに該当します。

【図1】



【図 2】



□：特定個人情報ファイル

※ 画面には業務情報①～⑤と既存番号しか表示されない場合であっても、システムの内部で業務情報⑥～⑧と個人番号にアクセスできる場合には、紫の実線が特定個人情報ファイルに該当することとなる。

Q第4の3-2

アクセス制御により、個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報にのみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しないとのことですが、アクセス制御とはどのようなもののでしょうか。

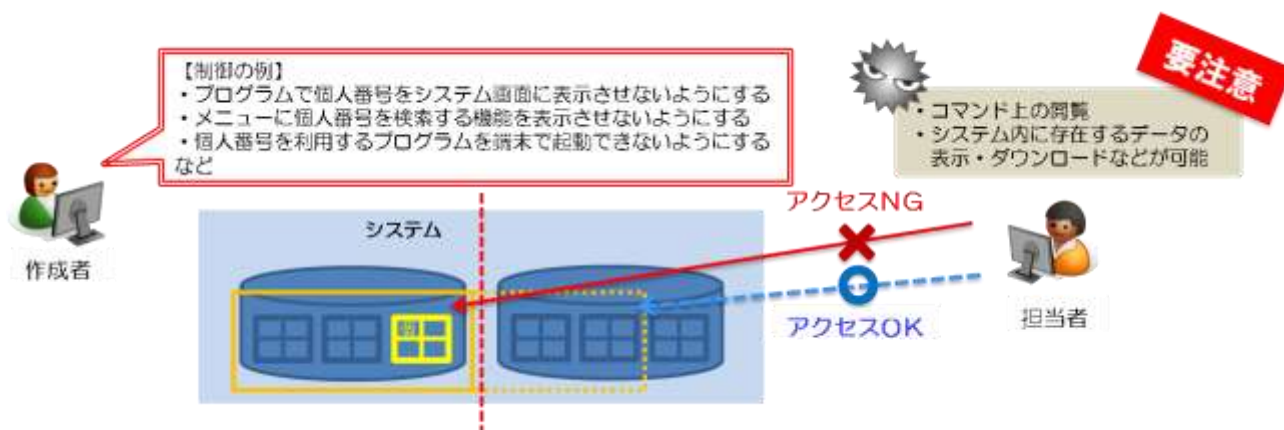
(A)

- 事務を行う権限を有する者が個人番号を画面や帳票などで見ることができる場合や、システムの内部処理において個人番号を用いる場合は、特定個人情報ファイルに該当することになりますが、アクセス制御がされており、個人番号を画面や帳票で見ることができず、システムの内部処理においても用いていない場合には、特定個人情報ファイルに該当しません。アクセス制御の手法としては、次のような手法が考えられます。

① 画面・帳票における制御

事務を行う権限を有する者が個人番号を画面や帳票などで見ることができないようアクセス制御する手法としては、プログラムにより個人番号をシステム画面に表示させないようにすること、メニューに個人番号を検索する機能を表示させないようにすること、個人番号を利用するプログラムを端末で起動できないようにすることなどが考えられます。

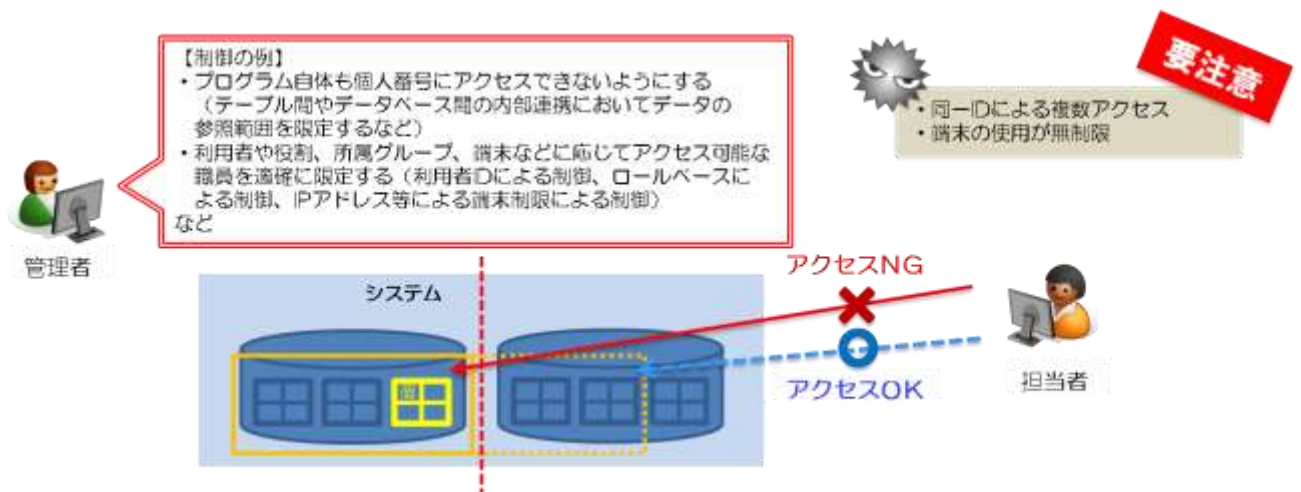
ただし、通常使用するシステム画面に個人番号が表示されなくても、コマンド上では個人番号が閲覧できるようになっている場合なども考えられますので、このような場合には、コマンド実行権限の制限などの措置も必要となります。また、通常使用するシステム画面には個人番号が表示されなくても、システムの機能により、システム内に存在するデータの表示・ダウンロードなどが可能であり、その中に個人番号が含まれる場合が考えられます。このような場合には、システム画面以外についても個人番号を表示・ダウンロードさせないよう制限するなどの措置が必要となります。



② 内部連携における制御

システムの内部処理において個人番号を用いないようアクセス制御するには、データベース・テーブル・ファイルの参照を制限したり、プログラムやコマンドの実行権限を制限したりすることなどが考えられます。具体的には、システムのプログラム自体も個人番号にアクセスできないようにすること、データベース等の設定により利用者や役割、所属グループ、端末などに応じてアクセス可能な職員を適確に限定すること（利用者 ID による制御、ロールベースによる制御、IP アドレス等による端末制限による制御）などが考えられます。

ただし、同一 ID による複数アクセスなど本来 ID を使ってはいけない者が ID を使って個人番号にアクセスする場合や、IP アドレス等による端末制限をしてもその端末が誰でも使用可能な状態になっている場合は、アクセス可能な職員を適確に限定しているとは言えません。



Q第4の3-3

特定個人情報と特定個人情報ファイルの差異とはどのようなものでしょうか。

(A)

- 「個人番号をその内容に含む」の考え方は、上記に示す第4の3の解説のとおりとなります。

特定個人情報と特定個人情報ファイルの違いについては、番号法第2条第8項において、特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいうと定められ、同条第9項において特定個人情報ファイルとは個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいうと定められています。したがって、特定個人情報と特定個人情報ファイルの差異は、個人情報と個人情報ファイル・個人情報データベース等の差異となります。

個人情報と個人情報ファイル・個人情報データベース等の差異は、一般法の定義と同じとなりますが、個人情報ファイル又は個人情報データベース等とは、前記のとおり、特定の（保有）個人情報を（容易に）検索できるように体系的に構成した情報の集合物をいい、検索性を有すること、体系的構成物であること、情報の集合物であることが個人情報ファイル又は個人情報データベース等と個人情報との差異であるといえます。

Q第4の3-4

個人番号を含まないものは、特定個人情報に該当しないのでしょうか。

(A)

- 個人番号を含まないものの、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものをその内容に含む個人情報も、特定個人情報に該当することとなります（番号法第2条第8項）。例えば、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求め又は情報提供の際に用いられる符号や個人番号を部分的に修正したもので、個人番号と1対1で対応するものなどは、特定個人情報に該当することとなります。

Q第4の3-5

ワープロソフトウェア等を用いて作成されたファイルは、特定個人情報ファイルに含まれるのでしょうか。

(A)

- ワープロソフトウェア等を用いて作成されたものであっても、特定個人情報が表形式に整理されたものなどは、特定個人情報ファイルに該当する可能性があります。ただし、特定の個人情報を容易に検索できるように索引や目次などを付していない場合や、文字列検索を行わなければ特定個人情報を検索できるようになっていないものについては、原則として特定個人情報ファイルに該当しません。

Q第4の3-6

個人番号の記載された申請書を添付した決裁文書が格納された文書管理システムのようなものも特定個人情報保護評価の対象となるのでしょうか。

(A)

- 決裁や文書保管を行うために文書管理システムのようなもので個人番号を保有する場合は、通常の場合であれば、特定個人情報ファイルに該当せず、特定個人情報保護評価の対象とはならないと考えられます。
- それは、PDF ファイルなどで個人番号を含む申請書などを保管している場合は、文字列検索などで個人番号を偶然に検索することはできても、特定個人情報を検索できるような性質を有していないと考えられるためです。
- 一方で、表計算ソフトなどで個人番号を含む申請書などを保管している場合に、個人番号が表形式に整理されていたり、フィルタ機能で個人番号をソートできたりすれば、特定個人情報を検索できるような性質を有していると考えられ、特定個人情報ファイルに該当することになり、特定個人情報保護評価の対象となります。

Q第4の3-7

特定個人情報ファイルと個人情報ファイルは、それぞれ独立したデータベースでなければならないのでしょうか。特定個人情報ファイルと個人情報ファイルを1つのデータベースの別テーブルとして管理し、アクセス制御を行うという方法は認められるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報ファイルの単位は、データベースやテーブルの単位と合致する必要はありません。使用目的に基づき各評価実施機関の合理的裁量でファイルを分けることができます。

Q第4の3－8

特定個人情報保護評価の対象としての特定個人情報ファイルを住所別に分ける、あるいは年齢別に分ける、といった取扱いをすることはできるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報ファイルの単位は、使用目的に基づき評価実施機関が定めることができますが、使用目的以外の要素に基づいてファイルに分けることは、単なる属性による分類であり、適当ではありません。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務（規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務）は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）

オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）

カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）

キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であっても、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

(解説)

特定個人情報保護評価は、①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、②国民・住民の信頼の確保を目的とするものであり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、任意での実施も含めて、特定個人情報保護評価を全て実施することも可能です。

ただし、上記の目的を踏まえ、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる必要があるとまでは考えられない事務（指針第4の4（1）ア～カに掲げる事務）については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。また、会計検査院は、内閣から独立した立場で会計検査を実施する機関であることから、委員会の承認を得なければならないとするのは適当でないため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。

なお、特定個人情報保護評価が積極的な事前対応を行うものであることに照らせば、特定個人情報ファイルが電子計算機用ファイルか手作業処理用ファイルか定まっていない段階や、特定個人情報ファイルの内容が具体的に定まっていない制度・施策の段階においても、個人のプライバシー等の権利利益に対して与える影響を事前に予測・評価し、このような影響を軽減する措置を講ずることが有益な場合もあると考えられます。

Q第4の4（1）－1

職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

(A)

- これらの事項は、使用者としての各機関と、被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であり、また、その存在や利用方法も当事者たる職員にはよく知られており、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的が直接は当てはまらないと考えられます。
- また、これらのファイルには、職員の被扶養者又は遺族の福利厚生等に関する情報も含まれることとなりますが、各機関がこれらの者に関する事務を行うことも使用者と被用者との内部的関係に基づくものであり、また、その存在等も当事者である被扶養者又は遺族にも知られていると考えられます。
- これらの特定個人情報ファイルにも番号法のその他の規制は及ぶことに加え、仮にこれらの特定個人情報ファイルの取扱いについて問題があれば、各機関と職員との交渉で改善を促す方が効果的かつ妥当であり、国民（地方公共団体等）にとっては

住民等)からの意見聴取や特定個人情報保護評価書の公表を行う特定個人情報保護評価の対象とする必要性が乏しいと考えられるため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。

- なお、個人情報保護法でも、職員若しくは職員であった者又はそれらの者の被扶養者若しくは遺族等に係る個人情報ファイルであって、人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものについては、個人情報ファイルの事前通知及び個人情報ファイル簿の作成・公表義務の例外とされています（同法第 74 条第 2 項第 3 号及び第 10 号、第 75 条第 2 項第 1 号、個人情報の保護に関する法律施行令第 20 条第 3 項）。

Q 第 4 の 4 (1) - 2 ①

手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

(A)

- 手作業処理用ファイルとは、個人情報保護法第 60 条第 2 項第 2 号等に規定する個人情報ファイル・個人情報データベース等をいい、電子計算機を用いて特定個人情報を検索できるものではないものの、索引・目次等により容易に特定の特定個人情報を検索することができるものをいいます。具体的には、申請者の氏名を五十音順にして保管されている申請書台帳などをいいます。手作業処理用ファイルは、電子計算機用ファイルに比して大量処理・高速処理・結合の容易性・検索の容易性等の特性を有しておらず、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響も小さいと考えられますので、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。
- なお、個人情報保護法でも、手作業処理に係る個人情報ファイルについては、委員会への事前通知の義務が適用されていません（同法第 74 条第 2 項第 11 号）。

Q 第 4 の 4 (1) - 2 ②

手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務で情報連携を行う際は、中間サーバー端末を直接使用し、情報の入力や照会を行っていますが、特定個人情報保護評価はどのように実施すればよいのでしょうか。

(A)

- この場合、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務とはいえず、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。以下、詳細に説明します。
- 情報提供ネットワークシステムを用いて情報連携を行う事務については、利用特定個人情報の照会・提供を行う際に使用する中間サーバー内に「符号」を保有することになります。番号法第 2 条第 8 項では「特定個人情報」とは、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報」と定義されており、中間サーバー内に保有する「符号」をその内容に含む個人情報ファイルは、指針第 2 の 10 に示すシステム用ファイルに該当します。

したがって、この場合、システム用ファイルを取り扱っていますので、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務とはいえず、情報提供ネットワークシステムを利用して照会や提供を行うために使用する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

Q 第 4 の 4 (1) - 3

対象人数が 1,000 人未満の事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

(A)

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の対象人数が 1,000 人未満の場合、大量処理・高速処理・結合の容易性・検索の容易性等の点で、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務と比べ、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響が小さいと考えられますので、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。
- なお、個人情報保護法においても、本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルは、委員会への事前通知の義務が適用されません（個人情報保護法第 74 条第 2 項第 9 号、個人情報の保護に関する法律施行令第 20 条第 2 項）。

Q第4の4（1）－4

複数の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、個々の特定個人情報ファイルに記録される本人の数が1,000人未満である場合も、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのでしょうか。また、その中に、手作業処理用の特定個人情報ファイルや職員の福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルが含まれる場合、対象人数はどのように考えればよいのでしょうか。

（A）

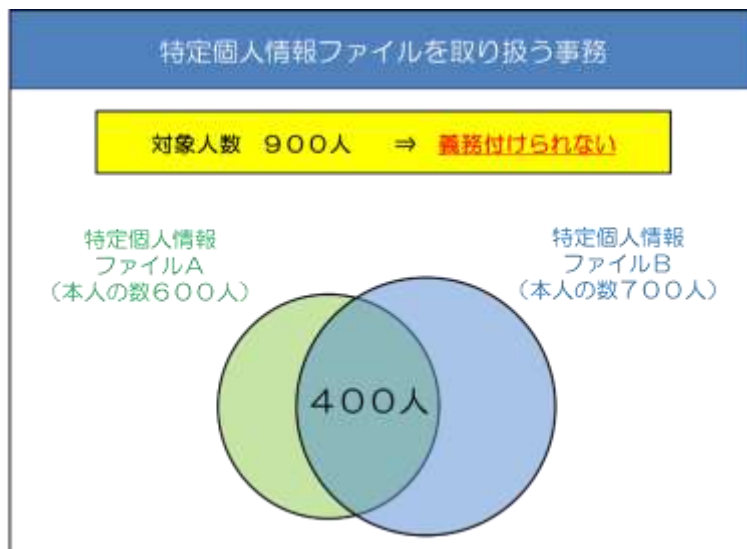
- 特定個人情報ファイルA（本人の数600人）と特定個人情報ファイルB（本人の数700人）を取り扱う事務を例にとります。

【当該事務において取り扱うファイルに、第4の4（1）ア、イ、エ、オ、カ又はキに規定する特定個人情報ファイルが含まれない場合】

- 個々の特定個人情報ファイルに記録される本人の数が1,000人未満であっても、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（対象人数）が1,000人以上である場合は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。
- Aの本人とBの本人が重複しない場合、A及びBを取り扱う事務の対象人数は1,300人となり、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。



- Aの本人とBの本人が全部又は一部重複しており、A及びBを取り扱う事務の対象人数が1,000人未満となる場合は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないこととなります。



【当該事務において取り扱うファイルに、第4の4（1）ア、イ、エ、オ、カ又はキに規定する特定個人情報ファイルが含まれる場合】

- A又はBのいずれかが第4の4（1）ア、イ、エ、オ、カ又はキに規定する特定個人情報ファイルである場合、それらの特定個人情報ファイルに記録される本人の数はカウントしません。したがって、A及びBを取り扱う事務の対象人数は1,000人未満となり、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないこととなります。



Q第4の4（1）－5

「1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務」とはどのようなものが該当するのでしょうか。また特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

（A）

- 具体的には、単一組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルがこれに該当します。
- 単一組合には、1事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合のほか、密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同又は連合して設立した健康保険組合（※）が含まれます。
- 総合組合（※）や、全国健康保険協会（協会けんぽ）、国民健康保険組合、国民健康保険を行う市町村、後期高齢者医療広域連合、日本私立学校振興・共済事業団が保有する医療保険事務に関する特定個人情報ファイルは、これに該当せず、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることとなります。
 - ※ 「健康保険組合設立認可基準について」（昭和60年4月30日保発第44号、最終改正平成20年3月6日保発第0306004号）参照。
- 健康保険組合と被保険者は、使用者と被用者の関係に立つものではありませんが、単一組合の場合、健康保険組合自体は使用者である企業自体とは別法人ではあるものの、使用者（事業主）が設立する法人であり、かつ健康保険組合と使用者は1対1で対応しているため、実態として健康保険組合と使用者である企業自体を同視することができます。
- 仮に、これらの特定個人情報ファイルの取扱いについて問題があっても、企業本体や健康保険組合と職員との交渉で改善を促す方が効果的であり妥当であるため、アの「職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生に関する事項」に準じた内部関係として考えられますので、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。

Q第4の4（1）－6

公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

（A）

- 具体的には、国家公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合（※1）、地方公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合（※2）、全国市町村職員共済組合連合会、存続共済会（※3）、存続組合及び指定基金（※4）、地方公務員災害補償基金が保有する共済に関する特定個人情報ファイルがこれに該当します。
- 特定個人情報保護評価は、番号制度の導入により、国家による個人情報の一元的な管理が行われるのではないかと懸念などに対応する観点から導入される制度であることから、公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者（※5）を対象とするこれらのファイルを取り扱う事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。

※1 国家公務員共済組合とは、衆議院共済組合、参議院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、刑務共済組合、厚生労働省第二共済組合、林野庁共済組合、日本郵政共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合をいいます。

※2 地方公務員共済組合とは、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合、東京都職員共済組合、地方職員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合をいいます。

※3 存続共済会とは、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会をいいます。

※4 存続組合及び指定基金とは、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、NTT企業年金基金をいいます。

※5 国家公務員共済組合連合会等上記に記載した共済組合等は、公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の特定個人情報ファイルのみでなく、当該共済組合等の職員若しくは職員であった者又はその被扶養者の特定個人情報ファイルも保有しますが、共済組合等の職員又は職員であった者の特定個人情報ファイルを取り扱う事務も、指針第4の4（1）エの場合と同様であることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。したがって、これらの共済組合等が保有する、当該共済組合等の組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録する特定個人情報ファイルは、全体として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないこととなります。

Q第4の4（1）－7

情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

（A）

- 情報連携を行う事業者は、事業のために個人番号を取り扱う者であり、番号制度への関与の程度が深く、その特定個人情報ファイルの保有が個人に対して与える影響も大きいと考えられることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。
- しかしながら、情報連携を行う事業者が実施する事務のうち、情報連携を行わない事務については、主に源泉徴収義務等のために個人番号を取り扱うことが予定され、事業目的で個人番号を利用するものではないと考えられるため、このような事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。

Q第4の4（1）－8

会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょう。

（A）

- 会計検査院は、内閣から独立した立場で会計検査を実施する機関であることから、委員会の承認を得なければならないとするのは適当でないため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないとしています。
- なお、個人情報保護法においても、会計検査院の保有する個人情報ファイルは、委員会への事前通知の義務が適用されていません（個人情報保護法第74条）。